

大学授業料の引き下げ、「給付型奨学金」の創設及び  
無利子奨学金の拡充を求める意見書

長引く景気低迷による家庭からの給付の減少や、大学の授業料が高止まりしていることなどが背景となって、国の奨学金制度の利用者は増加傾向となっている。

2016年度においては、学生全体の約4割にあたる132万人が貸与型奨学金を利用しているが、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済が大きな負担となる学生も少なくないことから、無利子奨学金の拡充や返済不要の「給付型奨学金」の必要性が高まっている。

そのような中、政府は本年6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、「給付型奨学金」の創設に向けて検討することを盛り込んだが、OECDに加盟する34カ国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけであることから、早急に制度設計を行うべきである。

よって、政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励むことができる環境を整備するため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、2017年度をめぐりに「給付型奨学金」を創設すること。
- 2 奨学金の無利子化を進めるとともに、現状の無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、無利子奨学金を受けやすくなるよう、成績基準を緩和すること。
- 4 現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。
- 5 大学授業料の負担軽減のため、授業料の免除枠拡大や引き下げなど、無償化に向けた取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、文部科学大臣  
（提出者）全議員